

公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター役員の報酬及び費用弁償に関する規程
(平成22年6月16日制定 規程第11号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター(以下「センター」という。)定款第29条の規定に基づき、センターの役員の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 会長及び常勤役員(センターの職員としての身分を有する役員を除く。以下同じ。)には報酬を支給する。

- 2 報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支給する。
- 3 新たに就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 退任した者には、その日まで報酬を支給する。
- 5 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日を差引いた日数を基礎としての日割りによって計算する。
- 6 常勤役員には、職員の例に準じて通勤手当を支給する。
- 7 役員には、賞与、退職金、功労金は支給しない。

(報酬の額の決定)

第3条 役員の報酬月額は、別記第1「役員の報酬月額」のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員がその職務を執行するにあたって負担し、又は負担する費用(職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。)については、遅滞なく支給するものとし、前払いを要するものについては前もって支給するものとする。

- 2 前項の費用が交通費、旅費の場合は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター旅費及び費用弁償に関する規程の定めるところによる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行し、平成22年6月17日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター定款の施行の日(平成23年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

別記第1「役員報酬月額」

勤務形態及び報酬の区分	その額の算定方法	支給方法
会長の職にある非常勤役員の月額報酬	100,000円	センター職員給与規程に定める職員の給与支給日に、銀行振込の方法で支給。
専務理事の職にある常勤役員の月額報酬	300,000円	
その他の常勤役員の月額報酬	280,000円	
会長以外の非常勤役員の月額報酬	支給しない	なし